

紛争処理の為のパートナーシップ —ADR①—

PPPは新たな事業を展開するだけでなく、消費者紛争をはじめとして地域で抱える様々な争点を積極的に解決するためにも機能する。それは、地域で生じる利害関係者間の争点について、NPO等の第三者を活用し裁判外で解決する「裁判外争点処理」(ADR=Alternative Dispute Resolution)である。このADRはパートナーシップの重要な応用形態として位置づけられる。

ADRの中核はコンセンサス・ビルディングにある。コンセンサス・ビルディングとは、政策に関する利害関係者がNPO等第三者の支援を受け、全員が集まった会議の場で議論し、100%とはいえないまでも各利害関係者が納得して受け入れられる案を形成し同意することである。日本でも「裁判外争点解決手続の利用の促進に関する法律」が施行され、国民生活センターの消費者紛争処理や道路整備事業等での導入が進められている。コンセンサス・ビルディングによる手法は行政手続きではないものの、これまでも展開されてきた①パブリック・インボルブメント、②ファシリテーション、③ワークショップ、④審議会・委員会の方式とは大きな違いがある。「①パブリック・インボルブメント」は、行政が様々な国民の意見を聞き、行政がその意見を取捨選択し判断し政策に反映させるか否かを決定することを基本とする。しかし、ADRは第三者が争点を分析し争点解決のために選んだ利害関係者が異なる意見を直接話し合い、自らの同意で解決案を形成、争点を処理する。また、「②ファシリテーション」は、第三者が議論進行を担う点でコンセンサス・ビルディングと共通しているものの、ADRでは議論の進行に限定されず、議論自体に参加する利害関係者の特定、草案形成、合意形成に至るまでトータルで関与することを基本とする。さらに「③ワークショップ」は、参加したい人々が自由に参加し議論することが基本となるが、ADRは利害関係者の出席は必須であり、争点解決に向けて議論を構造的に積み上げることを基本とする。最後に「④審議会・委員会」は、行政への提言を提示するため実質的に行政が中心となって選んだ構成員を通じて展開するが、ADRは行政の恣意性を排除するため第三者が中心となって利害関係者たる参加者、議論、成案作成を展開する。

以上のように、ADRは利害関係者が多数存在する地域争点に対して行政と利害関係者間の縦型で個別に問題解決を展開するのではなく、第三者が触媒となり地域の利害関係者間の横の連携関係で取り組むことを基本としている。

このADRにおいて留意すべき点は、ADRが政治、行政の機能を完全に代替するものではなく、提示された最終案について政治が最終的に判断、決定し行政も関わって解決案を具体化することにある。但し、政治が最終的に判断するものの、政治の背景にある利害関係集団を包括する開かれた場での調整が行われるため、政治もコンセンサス・ビルディングでの成果を尊重する姿勢が強まることになる。同時に重要な点は利害関係者間の議論で解決策が提示されるため、裁判、政治の介入、行政の調整に比べて地域に対立を残すことが少なく、解決策が決定すればその具体化においても比較的時間を要しないことも利点となる。ADRが重視される背景には、従来の裁判等の争点処理が必ずしも十分に機能せず、その機能不全を代替する手段という側面にある。